体験入学について

（別紙１）

蒲郡市教育委員会学校教育課

海外在住で夏休み等により一時帰国された児童生徒は、受け入れ先の学校（以下、「入学校」と言います。）の許可により、市立小・中学校への体験入学をしていただくことができます。

体験入学を希望される方は、下記の内容を御確認いただき、入学校へ直接御連絡下さい。

１　入学校について

（1）蒲郡市内の学校で年齢相当の学年となります。

　　 ※原則、滞在先の通学区域の学校となりますが、希望があれば通学区域外の学

校も可とします。ただし、この場合、入学校までの送迎は、保護者の責任で

お願いします。

（2）体験入学期間は、原則として１か月以内となります。

（3）体験入学を実施する前に、入学校と面談していただきます。

　　 ※面談の際に、別紙「体験入学申込書」に必要事項を御記入の上、御提出をお

願いします。

２　体験入学に関わる費用負担について

（1）教科書や学用品などは、個人で準備していただくこととなります。

（2）給食費は、実費での支払いとなります。

（3）学習に係る費用は、すべて実費での支払いとなります。

（4）参加する授業によっては、健康診断等をお願いする場合もありますが、健診費

用はすべて個人負担となります。

３　注意事項について

（1）学校のきまりや約束を守り、学校の指導に従ってください。

（2）入学校は、通常の授業を実施している期間ですので、申込みをされる場合は、

授業を受ける気持ちで希望していただきますようお願いします。

（3）体験入学中、保護者または親族の方が、体験入学される児童生徒の学校生活全

般（登下校時・校外活動時含む）及びその際に生じる事故やけが、体調不良等

について全責任をもつことが、受け入れの前提となります。

（4）体験入学中及び登下校時のけが（相手にけがをさせてしまった場合も含む）の

治療費や物品等を破損した場合の修繕費用については、個人負担となりますの

で、旅行保険や個人保険等に加入されることをお勧めします。

（5）学校保健安全法で出席停止となる感染症に罹患している場合は、登校できませ

ん。

（6）入学校の校長が、学校運営上支障があると判断した場合は、受け入れることが

できません。（体験入学期間中も含む）

（7）原則として、３月及び４月の体験入学は受け入れておりません。

（8）滞在先に保護者または親族の方が御一緒でない場合、体験入学を受け入れるこ

とができません。